

「東京国税局の不当な人事評価、障がい者差別を助長する人事政策を許さない！」

たたかいに、ご支援をお願いいたします。

全国税の本部書記の原口朋弥と申します。現在、東京国税局の職員の人権を無視し、障がい者差別を平気で行うような人事政策とたたかっています。私は、人事評価の低評価を恣意的に繰り返されたうえ、2021年6月28日付で、東京国税局長名の分限免職発令を受け、国税職場を追放させられました。

そのため、現在、人事院に対し分限免職処分の撤回を求めた審査請求を行い、職場復帰を勝ち取るための取り組みを全力で進めています。

下記は私の体験手記です。裏面には在職中からの経緯を記載しております。全労連に結集している各単組の皆さん、人事院総裁宛ての分限免職取り消しを要請した署名のご協力をよろしくお願いいたします。

(署名の返信用封筒をお渡しします。恐れ入りますが、切手代はカンパをお願いいたします。)

昨年の6月28日、当時勤務していた麹町税務署で、突然署長に呼びつけられました。呼びつけられた用件は、私に対し分限免職処分の辞令を交付するためのものでした。あまりにも唐突の事で動揺したため、体調に異変をきたした私に対し、当時の副署長が、少し気分が落ち着いた頃合いを見計らって、机回りの私物の片づけを指示してきました。その私物の整理中に確認された仕事を覚えるために作成していた職務ノートは、“個人情報が入力されている”という理由で、東京国税局に現在も不法に占有されています。

そんな衝撃的な事件があつてから、もうすぐ1年半が過ぎようとしていますが、私はこれまでの生涯で経験した事のない、人間の温かみや絆の存在を感じる事ができる体験をしています。これまでは、どちらかと言うと前職も含め人間不信やトラウマになるような事象が多く、今回の分限処分も含め、人間の冷酷さの面を見せ付けられてきました。しかし今は、生活面も含め、この分限免職処分撤回のたたかいを支えてくれている全国税や国公労連という力強い仲間を中心に、この争議に賛同してくれる仲間が増え続けています。

また、国公労連に結集している各省庁の組合に対し、自らが赴き、運動と生活費カンパへの支援を心から訴えてきました。自分自身が、こんな積極的な発信を行っていることに正直驚いています。また、この事件を切欠に、暫く疎遠にしていた両親とも再び繋がりを持て、この争議への理解も示してくれています。

今回の分限免職処分は、総じて事務処理能力が欠落していて、その改善の見込みがないためとの理由づけをされていますが、自分としては、「雇い止め」に遭うまでの酷い勤務実態だったとは思っていません。逆に、パワハラを繰り返し、きちんとした指導をせずに、自分を国税の職場から追い出そうと恣意的な人事評価を行ってきた歴代の管理者(副署長、統括官)や当局に問題があったと思っています。

退職勧奨を受けるなどもあって、非常に辛い日々から逃げるため辞職する事も考えましたが、「45歳を過ぎ、しかもADHDを患った者を再就職者として雇ってくれる会社も存在しない。このまま辞めたら野垂れ死にするだけだ。」と思い留まり、藁にも縋る想いで全国税に労働相談を受けてくれるようお願いし、それから今に至っています。

全国税の労働相談では、パワハラ等の原因から私は精神的に追い詰められ、病気休職をした事やその治療をする中で、自分がADHDの障がいがあることが分かったことを説明すると、「国税の職場においても、いま障がい者雇用の課題があり、障がいを有する人が普通に働ける環境づくりが求められている。」「この事も含め、原口さんの雇用を守るため、一緒にたたかきましょう。」と握手を求められました。

今回の分限免職処分に対し、東京国税局長は「制度に則り適正な処分」と繰り返し弁明していますが、処分の前提となる人事評価自体、障がいの特性を考慮に入れずに評価を行った片手落ちの不当なものであり、かつ、分限処分時においても、障がいがあるのに医師2名の診断を行わないなど、手続き的にも瑕疵がある処分であることは間違いありません。いま人事院に対し、不利益処分の取り消しを求め審査請求を行っていますが、東京局局長には、人事院の審査結果を待たず、分限処分を取り消して貰うよう強く求めたいと思います。(原口 朋弥)

繰り返された パワハラと 不当な人事評価



人事院の審査請求に臨む原口さん（中央）

原口さんの着任以降の経緯

2011(平成23)年	4月	社会人経験枠（再チャレ）4期として入庁 普通科71期とともに税務大学校東京研修所にて 普通科研修受講
2012(平成24)年	4月	練馬税務署管理運営部門着任
2012(平成24)年	7月	統括官から、社会人経験で年齢も重ねていることをもって「これ くらいは出来るだろう」との決めつけから、きちんとした指導や OJT（実地調査同行指導等）が受けられずにいた。 また、周りに同じくらいの年齢の職員がいなかったため、分か らない事を聞けない環境だった中で、仕事が多分分からなかったり、 遅かったりした事でパワハラの言動が繰り返された。
2014(平成26)年	4月～11月	うつ病により病気休職（現在も通院中）
2015(平成27)年	7月	上記とは異なる統括官から受けたパワハラの件を総務課長・相談 員に相談したところ、報復人事により人事評価の低評価（[D]） に引き下げられる。
2016(平成28)年	7月	青梅税務署個人課税部門に異動
2017(平成29)年	12月	ADHDと診断された事を統括官に報告「ADHDはこの職場に向 いていないから退職した方がいい」と退職勧奨される。
2019(平成31)年	3月	考査課・人事専門官との面接あり
2019(平成31)年	4月	期末・期首面談「[D]評価 6回連続
2019(令和元)年	5月	異議申出書提出
		全国税に加入し、青梅署窓口への申し入れ ・不当労働行為の禁止 ・人事評価の見直しと職場環境改善
2019(令和元)年	7月	麹町税務署個人課税部門に異動
2021(令和3)年	6月28日	分限免職処分通知・辞令交付
	6月29日	局長宛てに分限免職処分撤回の要求書提出
		署窓口に分限免職処分の撤回申し入れ
	7月2日	局総務課長宛てに分限免職処分の撤回申し入れ
	7月18日	宿舍使用延長申請書を提出（局経由関東財務局へ）
	9月21日	審査請求書を人事院へ提出
	10月12日	財務局より、宿舍使用延長不許可との連絡あり。